

初診時保険外併用療養費（選定療養）について

紹介状をお持ちにならない初診患者さんを対象に、**保険外併用療養費(選定療養) 7,700円（税込）**をご負担いただいております（緊急・やむを得ない場合などを除きます）。

選定療養費とは、国が“診療所”と“病院”の機能分担の推進するために定めた制度です（平成8年4月施行）。紹介状をお持ちにならない患者さんが、200床以上の病院を受診される時に、初診料とは別にご負担いただく医療費です。

※初診とは・・・

- ①当院にはじめて受診される方
- ②以前に当院を受診された場合でも、すでにその病気が治癒し、新たに受診された方
- ③患者さんが任意に治癒を中止され、新たに受診された方

初診時の選定療養費の有無

ご負担あり	ご負担ない
紹介状をお持ちでない方	紹介状をお持ちの方
	済生会川口健診センターの結果表をお持ちの方 （※要精密検査項目の疾病）
	公費負担医療制度の受給者証をお持ちの方
	緊急やむを得ない場合

当院では、かかりつけ医をお持ちいただくことを推奨しております。

初診の際は、**紹介状をお持ちの上**ご来院ください。

（紹介状をお持ちの場合は選定療養費のご負担はありません）

済生会川口総合病院

医事課 2022.10.1
【施設基準等に該当】